

7 神栖市業界研究会運営業務プロポーザル審査要項

1. 目 的

この要項は、「7 神栖市業界研究会運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領」における審査及び選定方法の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 審査方法

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を下記「3. 審査項目 第1次審査（書類審査）」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者から順に3者を選考し、第2次審査の対象とする。

① 日 時 令和7年8月21日（木）予定

ただし、提案者が3者以内の場合、第一次審査では評価のみ実施したうえで、全員を第2次審査の対象とする。

(3) 第2次審査（本審査）

第1次審査により選考された者（（2）ただし書きにより第2次審査の対象とした者を含む）による企画提案のプレゼンテーションを、下記「3. 審査項目 第2次審査（本審査）」で示す基準に基づいて審査し、第1次審査及び第2次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を受託候補者とし、第2位の提案者を次順位者とする。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査員の投票により決する。

① 日 時 令和7年8月29日（金）予定 ※決定次第、提案者に通知する。

② 開始時間 後日通知する。

③ 場 所 後日通知する。

④ 所要時間 1事業者につき、35分以内とする。

・準備：5分以内

・企画提案プレゼンテーション：20分以内

・質疑応答：10分以内

⑤ 内 容 企画提案書の説明

⑥ 参加人数 主任技術者を含めて3人までとする。

⑦ 使用機器 PCは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは神栖市が用意する。

⑧ 留意事項 プレゼンテーションの際、提案資料以外の追加資料の使用は認めない。

日時等の通知については、電子メールで連絡した上で郵送する。

(4) 参加者が1者のみである場合

第1次審査及び第2次審査における各審査委員による評価の平均が60点以上(100点満点中)であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託候補者として決定する。

3. 審査項目

	評価項目	評価基準	配点
第1次審査 (書類審査)	①業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
	②実施体制	人員の配置状況から本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	10
	③見積金額	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	5
第2次審査 (本審査)	④企画提案の内容	参加企業の募集は、市内に立地する企業について理解した、効果的な手法であるか。	15
		企業および学生への周知方法は、効果的な手法であるか。	15
		イベントの実施内容は、本業務の目的を達成するために効果的な内容であるか。	15
		イベントの準備、当日のサポート内容は、効果的な内容であるか。	10
		事業全体のスケジュール管理について、確実にすべての行程を履行することが見込まれるか。	10
	⑤プレゼンテーションの内容	プレゼンテーションが解り易く、説得力があるか。質問に対する回答は的確か。	10
合計			100

※配点の詳細については非公表